

平成30年第2回（追加）

# 瑞浪市議会定例会議案資料

平成30年6月12日



## 目 次

議第 4 9 号	瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税 に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第 5 0 号	瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	3
議第 5 1 号	工事請負契約の締結について	6

議第49号 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する  
 条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地域再生法（平成17年法律第24号）の一部改正により、同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について課税免除とするため、本条例の改正を行う。

【改正内容】

地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、不均一課税から課税免除とするための  
 所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例            （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において、法第17条の2第1項に規定する<u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>（以下「整備計画」という。）について同条第3項の規定により認定を受け、当該整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除及び不均一課税を定めるものとする。</p> <p>（固定資産税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第2条 公示日（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する瑞浪市の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。以下同じ。）から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税</p>	<p>瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の_____不均一課税に関する条例            （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において、法第17条の2第1項に規定する<u>地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>（以下「整備計画」という。）について同条第3項の規定により認定を受け、当該整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の<u>税率の特例</u>_____を定めるものとする。</p> <p>（固定資産税の_____不均一課税）</p> <p>第2条 公示日（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する瑞浪市の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。以下同じ。）から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税</p>

は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）第63条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。

- (1) 第1年度 100分の0
- (2) 第2年度 100分の0.467
- (3) 第3年度 100分の0.933

2 (略)  
第3条 (略)  
(変更事項の届出)

第4条 前条第2項の規定による承認を受けた者が、事業を休止し、又は廃止し、その他当該申請書の記載事項に変更があったときは、その事実が発生した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

第5条～第7条 (略)

**附則（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部改正）**

第1条～第5条 (略)  
(適用除外)

第6条 第2条第1項の規定は、瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年条例第7号）第2条第1項の適用を受ける家屋若しくは構築物又はその敷地である土地の取得については、適用しない。

第7条 (略)

の税率は、瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）第63条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業中同表の中欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする

事業	年度の区分	税率
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業	第1年度	100分の0
	第2年度	100分の0.35
	第3年度	100分の0.7
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業	第1年度	100分の0
	第2年度	100分の0.467
	第3年度	100分の0.933

2 (略)  
第3条 (略)  
(変更事項の届出)

第4条 前条第2項の規定による承認を受けた者が、事業を休止し、又は廃止し、その他当該不均一課税に係る申請書の記載事項に変更があったときは、その事実が発生した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

第5条～第7条 (略)

第1条～第5条 (略)  
(適用除外)

第6条 第2条第1項の規定は、瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第7号）第2条第1項の適用を受ける家屋若しくは構築物又はその敷地である土地の取得については、適用しない。

第7条 (略)

議第50号 瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

旅館、ホテル等の瑞浪市への進出を奨励する環境を整えるため、企業立地の奨励措置の対象事業に宿泊業を追加する。

併せて、瑞浪クリエイション・パーク内にて本市と事業用定期借地権契約を締結した事業者に対し、奨励措置を行うために設けた事業所等賃借設置奨励金について、事業者への奨励措置が終了し、役割を終えたため廃止する。

また、瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第7号）の一部改正に伴い、条文を整理する。

【改正内容】

奨励措置を行う対象事業に宿泊業を追加すること、事業所等賃借設置奨励金を廃止すること及び瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例の題名改正に伴う所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条（略） （用語の定義）</p> <p>第2条（略） （1）事業所等 次に掲げる事業を行う事業所及び工場並びに事務所をいう。 ア～エ（略） <u>オ 宿泊業 旅館業及びホテル業に係る事業で市長が認めるもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業に該当する事業は除く。</u> （2）～（7）（略）</p> <p>（8）<u>廃工場等 安全上等の観点から撤去が望まれる、市長が指定する工場等の産業施設及び設備をいう。</u> （事業者の指定）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、廃工場等の撤去によりその跡地を活用する場合には、別表第1に定める基準のうち操業開始の日における投下固定資産の総額のみ適用する。</u></p> <p>（奨励措置）</p> <p>第4条 市長は、事業者に対し、奨励措置として次_____に掲げる奨励金（以下「奨励金」とい</p>	<p>第1条（略） （用語の定義）</p> <p>第2条（略） （1）事業所等 次に掲げる事業を行う事業所及び工場並びに事務所をいう。 ア～エ（略）</p> <p>（2）～（7）（略） （8）<u>賃借 市長が指定する地域において、賃貸借契約により土地及び建物又は土地若しくは建物を賃借することをいう。</u> （9）<u>廃工場等 安全上等の観点から撤去が望まれる、市長が指定する工場等の産業施設及び設備をいう。</u> （事業者の指定）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、別表第1に定める基準のうち当該各号に定める基準のみ適用する。</u></p> <p>（1）<u>賃借の場合 新たに常時雇用する従業員の数</u> （2）<u>廃工場等の撤去によりその跡地を活用する場合 操業開始の日における投下固定資産の総額</u></p> <p>（奨励措置）</p> <p>第4条 市長は、事業者に対し、奨励措置として<u>次の各号に掲げる奨励金（以下「奨励金」とい</u></p>

う。)を交付することができる。

(1) (略)

(2) 雇用促進奨励金

第5条～第11条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第5条関係)

奨励金の種類	交付基準及び交付額	交付期間
事業所等設置奨励金	それぞれの投下固定資産に対して賦課された固定資産税及び都市計画税の納付額の合計額を限度とし、第4年度は、納付額の合計額の6/10を、第5年度においては、納付額の合計額の4/10を限度とする。(ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)なお、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に定める瑞浪市固定資産税の特例に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例(平成25年条例第29号)又は瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成28年条例第7号)の規定が適用できる場合で、当該適用を受けていない場合においては、当該納付額のうち固定資産税の納付額は当該適用があったものとして賦課される固定資産税を納付額とみなす。	操業開始後初めて固定資産税が賦課された年度から5年間(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例に基づく課税の免除又は瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例に基づく課税の免除又は不均一課税の期間を含む。)

う。)を交付することができる。

(1) (略)

(2) 事業所等賃借設置奨励金

(3) 雇用促進奨励金

第5条～第11条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第5条関係)

奨励金の種類	交付基準及び交付額	交付期間
事業所等設置奨励金	それぞれの投下固定資産に対して賦課された固定資産税及び都市計画税の納付額の合計額を限度とし、第4年度は、納付額の合計額の6/10を、第5年度においては、納付額の合計額の4/10を限度とする。(ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)なお、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に定める瑞浪市固定資産税の特例に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例(平成25年条例第29号)又は瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年条例第7号)の規定が適用できる場合で、当該適用を受けていない場合においては、当該納付額のうち固定資産税の納付額は当該適用があったものとして賦課される固定資産税を納付額とみなす。	操業開始後初めて固定資産税が賦課された年度から5年間(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例に基づく課税の免除又は瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例に基づく不均一課税の期間を含む。)
事業所等賃借設置奨励金	賃借により使用する土地及び建物又は土地若しくは建物の固定資産	操業開始日の翌年度から5年間

				税及び都市計画税相当額の合計額を限度とし、第4年度は、納付額の合計額の6/10を、第5年度においては、納付額の合計額の4/10を限度とする。(ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)	
雇用促進奨励金	<p>操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日に本市に居住し、かつ、引き続き1年以上常時雇用する従業員の数が、操業開始の日から1年以上を経過した日において、次のア又はイに該当する事業者に対して当該従業員1人につき15万円とし、1,500万円を限度とする。</p> <p>ア 新設の場合 10人(中小企業及びサービス業にあっては、3人)以上</p> <p>イ 増設又は移設の場合 5人(中小企業及びサービス業にあっては、2人)以上</p>	操業開始後1年を経過した日の属する年度	雇用促進奨励金	<p>操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日に本市に居住し、かつ、引き続き1年以上常時雇用する従業員の数が、操業開始の日から1年以上を経過した日において、次のア又はイに該当する事業者に対して当該従業員1人につき15万円とし、1,500万円を限度とする。</p> <p>ア 新設の場合 10人(中小企業及びサービス業にあっては、3人)以上</p> <p>イ 増設又は移設の場合 5人(中小企業及びサービス業にあっては、2人)以上</p>	操業開始後1年を経過した日の属する年度



